

令和8年1月改正

① 利用者様の訪問看護に係る費用

A

料金	訪問看護基本療養費（I）
5,550 円	週3日目までの訪問 （看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士共に）【1回につき】
5,550 円	週4日目以降の訪問 （理学療法士・作業療法士・言語聴覚士）【1回につき】
6,550 円	週4日目以降の訪問（看護師）【1回につき】

B

料金	訪問看護管理療養費	
7,670 円	月初め（毎月）	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の訪問看護ステーションや保険医療機関において指定訪問看護及び管理を行う場合は各機関において相互に十分に連携を図る。具体的には指定訪問看護の実施による利用者の目標設定、計画の立案、実施状況及び評価を共有する。 ・理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士が訪問看護を提供している利用者について、訪問看護計画書及び報告書は理学療法士等が提供する内容についても一体的に含み、看護職員と理学療法士等が連携し作成する。また訪問看護計画書及び報告書の作成に当たっては訪問看護の利用者開始時及び利用者の状態の変化等に合わせ定期的な看護職員の訪問により適正な評価を行う。
3,000 円	2日以降	

* 医療機関等の専門性の高い看護師と同時に訪問した場合には、別途料金が追加されます。
（例 褥瘡専門看護師と同行訪問した場合：12,850円）

A + B = ご利用料金

（利用者様の状態、ご利用の希望により以下の加算項目の料金が追加されます。）

② 加算料金

加算	内容	料金
24時間対応 体制加算	利用者又はその家族からの電話等に常時、対応でき緊急訪問看護を必要に応じて行える体制にある場合	6,800円/月
緊急訪問看護 加算	緊急の求めに応じて、在宅療養支援病院や診療所等保険医の指示により訪問看護を行った場合	イ 月14日まで 2,650円/日 ロ 月15日以降 2,000円/日
複数名訪問 看護加算	(イ) 厚生労働大臣が定める疾病等の対象となる利用者等に対し、看護師等が他の保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法又は言語聴覚士と同時に訪問看護を行う場合	4,500円 (週1日)
	(ロ) 厚生労働大臣が定める疾病等を除く利用者等に対し、看護師等が看護補助者と同時に訪問看護を行う場合	3,000円 (週3日)
	(ハ) 厚生労働大臣が定める疾病等、特別管理加算の対象者、特別訪問看護指示の指示期間にある利用者の場合には、週に対する回数制限なし。看護師の指導の下、療養生活の世話や環境整備、看護用品の整頓などの補助が必要な場合(下記の④は除く)	1日1回の場合 3,000円 1日2回の場合 6,000円 1日3回以上の場合 10,000円
複数名訪問看護の対象となる事由		
<p>① 厚生労働大臣が定める疾病又は末期の悪性腫瘍の方</p> <p>② 特別管理加算の対象の方</p> <p>③ 特別訪問看護指示に係る訪問看護を利用の方</p> <p>④ 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為が見られる方</p> <p>⑤ 利用者の身体的理由により一人の看護師等による訪問看護が困難と認められる方 (看護補助のみ)</p> <p>⑥ その他利用者の状態から判断して上記事由に準ずると認められる場合(看護補助のみ)</p>		
特別管理加算 (重症度が 高い場合)	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅麻薬等注射指導管理を受けている状態 ・在宅腫瘍科学療法注射指導管理を受けている状態 ・在宅強心剤持続投与指導管理を受けている状態 ・在宅気管切開患者指導管理を受けている状態 ・気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態 	5,000円/月

特別管理加算	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅自己腹膜灌流指導加算 ・在宅血液透析指導管理 ・在宅酸素療法指導管理 ・在宅中心静脈栄養法指導管理 ・在宅成分栄養経管栄養法指導管理 ・在宅自己導尿指導管理 ・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理 ・在宅自己疼痛管理指導 ・在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態 ・人工肛門又は人工膀胱を設置している状態 ・真皮を越える褥瘡の状態 ・点滴注射を週3回以上行う必要があると認められる状態にあるものに対し計画的な管理を行った場合 	2,500円/月
長時間訪問看護加算	<p>下記の対象者の訪問看護が90分を超える場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 特別管理加算の対象者 ② 特別訪問看護指示書の対象期間 ③ 別表8または15歳未満の超・準重症児 (この場合は週3回まで) 	5,200円 1回/週(①②)
退院時共同指導加算	退院時又は退所にあたって、主治医や職員等と訪問看護ステーションの看護師が共同して在宅における療養に必要な指導を行い文書で指導内容を提供した場合	退院又は退所につき1回限り 8,000円
	悪性腫瘍の方等、特別な管理が必要な方の退院又は退所にあたって、主治医や職員等と訪問看護ステーションの看護師が共同して在宅における療養に必要な指導を行い文書で指導内容を提供した場合	退院又は退所につき2回限り 8,000円
(特別管理指導加算)	* 特別管理加算の対象者である場合	+2,000円
退院支援指導加算	厚生労働大臣が認める疾病等の利用者、及び退院当日の訪問看護が必要であると認められた利用者に、訪問看護ステーションの看護師が退院日に在宅にて必要な指導を行った場合又は複数回の退院支援指導の合計時間が90分を超えた場合に限る	6,000円
難病等複数回訪問看護加算	一日に2回訪問看護を行った場合	4,500円/日
	一日に3回以上訪問看護を行った場合	8,000円/日

夜間・早朝加算	6時～8時・18時～22時の間に訪問看護を行った場合	2,100円
深夜加算	22時～翌6時の間に訪問看護を行った場合	4,200円
訪問看護 情報提供費	・保険医療機関等に入院、または入所する利用者について医療機関、施設等に情報を提供した場合 ・当該市町村からの求めに応じて情報を提供した場合	1,500円/月
在宅患者 連携指導加算	利用者の同意を得て、訪問診療・訪問歯科診療・保険薬局と月に2回以上文章等（電子メール、faxでも可）により情報共有を行い、共有された情報を踏まえて療養上必要な指導を行った場合に算定	3,000円/月
在宅患者緊急時等 カンファレンス 加算	利用者の状態の急変や診療方針の変更等に伴い保険医療機関の保険医の求めにより、医療関係職種等（訪問看護ステーションの看護師、理学療法士、ケアマネージャなど）が利用者の居宅に赴き、カンファレンスを行い、療養上に必要な指導を行った場合に算定。	2,000円/回 （月に2回まで）
ターミナルケア 療養費1	ターミナルケアの支援体制を整備し、利用者および家族等に説明した上で主治医との連携のもと、ターミナルケアを行い、且つ死亡日及び、死亡日前14日以内に2回以上指定訪問看護を実施した場合に算定。 （在宅、特別養護老人ホーム等で死亡した場合）	25,000円
ターミナルケア 療養費2	特別養護老人ホーム等で看取り介護加算等を算定している利用者に対して、ターミナルケアの支援体制を整備し、利用者および家族等に説明した上で主治医との連携のもと、ターミナルケアを行い、且つ死亡日及び、死亡日前14日以内に2回以上指定訪問看護を実施した場合に算定。	10,000円
ベースアップ 評価料I	月の初回の訪問に追加となります。	780円/月
訪問看護医療DX 情報活用加算	居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムを通じて利用者の診療情報を取得した場合	50円/月

保険対象外：全額自己負担となります。

- * 営業時間外加算：日曜日と 12/31～1/3 にサービスを行った場合 2, 000円
- * 長時間サービス：2 時間を超えるサービスは 30 分ごとに 3, 000円かかります。
- * 交 通 費　　：利用者の居宅が三木市以外の場合、交通費として1 回につき
250円を請求致します。
- * キャンセル料　：訪問看護予定時刻の30分前に中止の連絡をいただけなかった
場合、一律 1, 000円を請求致します。
- * ご遺体のお世話：22, 000円
(料金を変更する場合は1 か月以上前に文章にてお知らせいたします。)